

規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）（抄）

①対日投資促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し①（外国会社の登記に関する規制の見直し）	日本における代表者の中に日本に住所を有する者がいない時点でも外国会社（支店）の登記を可能とすることについて、諸外国の制度に関する調査の結果等を踏まえ検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	法務省
2	日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し②（内国会社の日本における代表者の住所要件の撤廃）	代表者の中に日本に住所を有する者がいない場合でも内国会社の設立の登記を可能とすることについて、「内国株式会社の代表取締役の住所について」（昭和59年9月26日民四第4974民事局第四課長回答）を廃止した場合の影響を含めて検討し、結論を得る。	平成26年検討・結論	法務省
3	日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し③（在留資格取得要件の緩和）	新会社等を設立する準備を行う意思があることや新会社の設立がほぼ確実に見込まれることが提出書類から確認できた外国人については、登記事項証明書の提出が無くとも入国を認めることについて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	法務省